

平成27年5月13日

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|------|------|
| 1 番 | 杉原元博 | 9 番 | 角田一美 |
| 2 番 | 片渕清次郎 | 10 番 | 伊東茂 |
| 3 番 | 樋口作二 | 11 番 | 松本末治 |
| 4 番 | 中村和典 | 12 番 | 徳村博紀 |
| 5 番 | 松田義太 | 13 番 | 福井正 |
| 6 番 | 中村一堯 | 14 番 | 松尾征子 |
| 7 番 | 稲富雅和 | 15 番 | 光武学 |
| 8 番 | 勝屋弘貞 | 16 番 | 松尾勝利 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|---------|------|
| 事務局長 | 中尾悦次 |
| 議事管理係長 | 迎英昭 |
| 議事管理係主査 | 江頭英喜 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|----|
| 市 | 長 | 樋 | 口 | 久 | 俊 |
| 副 | 市長 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 教 | 育 | 江 | 島 | 秀 | 隆 |
| 総 | 務 | 橋 | 村 | | 勉 |
| 市 | 民 | 打 | 上 | 俊 | 雄 |
| 建 | 設 | 森 | 田 | | 博 |
| 環 | 境 | 峰 | 松 | 靖 | 規 |
| 部 | 長 | 大 | 代 | 昌 | 浩 |
| 会 | 計 | 土 | 井 | 正 | 昭 |
| 管 | 理 | 寺 | 山 | 靖 | 久 |
| 者 | 兼 | 有 | 森 | 弘 | 茂 |
| 会 | 計 | 川 | 原 | 逸 | 生 |
| 課 | 長 | 橋 | 村 | 直 | 子 |
| 総 | 務 | 田 | 崎 | | 靖 |
| 課 | 長 | 中 | 島 | 憲 | 次 |
| 兼 | 人 | 橋 | 口 | | 浩 |
| 権 | ・ | 山 | 崎 | 公 | 和 |
| 同 | 和 | 山 | 浦 | 康 | 則 |
| 対 | 策 | 岩 | 下 | 善 | 孝 |
| 課 | 長 | 岸 | 川 | | 修 |
| 企 | 画 | 栗 | 林 | 雅 | 彦 |
| 財 | 政 | 小 | 野 | 隆 | 浩 |
| 課 | 長 | 染 | 川 | 康 | 輔 |
| 兼 | 選 | 針 | 長 | 三 | 州 |
| 挙 | 管 | 澤 | 野 | 政 | 信 |
| 理 | 理 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |
| 会 | 事 | | | | |
| 務 | 務 | | | | |
| 局 | 局 | | | | |
| 参 | 長 | | | | |
| 事 | | | | | |
| 市 | 民 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 税 | 務 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 福 | 祉 | | | | |
| 事 | 務 | | | | |
| 所 | 長 | | | | |
| 保 | 險 | | | | |
| 健 | 康 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 農 | 林 | | | | |
| 水 | 産 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 兼 | 農 | | | | |
| 業 | 委 | | | | |
| 員 | 会 | | | | |
| 事 | 務 | | | | |
| 局 | 局 | | | | |
| 長 | | | | | |
| 産 | 業 | | | | |
| 支 | 援 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 兼 | 産 | | | | |
| 業 | 部 | | | | |
| 参 | 事 | | | | |
| 農 | 林 | | | | |
| 水 | 産 | | | | |
| 課 | 参 | | | | |
| 事 | | | | | |
| 商 | 工 | | | | |
| 観 | 光 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 都 | 市 | | | | |
| 建 | 設 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 都 | 市 | | | | |
| 建 | 設 | | | | |
| 課 | 参 | | | | |
| 事 | | | | | |
| 環 | 境 | | | | |
| 下 | 水 | | | | |
| 道 | 課 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 水 | 道 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 教 | 育 | | | | |
| 次 | 長 | | | | |
| 兼 | 教 | | | | |
| 育 | 総 | | | | |
| 務 | 務 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 教 | 育 | | | | |
| 総 | 務 | | | | |
| 課 | 参 | | | | |
| 事 | | | | | |
| 生 | 涯 | | | | |
| 学 | 習 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 兼 | 中 | | | | |
| 央 | 公 | | | | |
| 民 | 館 | | | | |
| 長 | | | | | |

平成27年 5 月13日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由の説明）
- 日程第2 議案第22号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第23号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第24号 専決処分事項の承認について（平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第5 議案第25号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第26号 財産の取得について
- 日程第7 議案第27号 財産の取得について
- 日程第8 議案第28号 鹿島市監査委員の選任について
- 日程第9 議案第29号 鹿島市固定資産評価員の選任について
- 日程第10 閉会中継続調査申出

午前10時

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。本日の開議に先立ちまして、藤田副市長から行政委員会委員長の紹介がございます。よろしく申し上げます。

○副市長（藤田洋一郎君）

おはようございます。私のほうから行政委員会の委員長、そして職員の紹介をさせていただきますと思います。

まず最初に、行政委員会の委員長を御紹介いたします。

まず初めに、代表監査委員の村田敏樹様でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、教育委員会委員長の田中隆昭様でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、選挙管理委員会委員長、植松直樹様でございます。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

このほかに農業委員会会長の石橋孝教様でございますが、本日は所用のため欠席でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（松尾勝利君）

引き続きまして、教育長及び各部長の紹介がございます。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、続きまして教育長及び各部長を紹介いたします。

教育長の江島秀隆でございます。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

次に、部長を紹介いたします。

総務部長兼中川エリア調整推進室長の橋村勉でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

市民部長の打上俊雄でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

建設環境部長の森田博でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

産業部長は有森滋樹でございますが、本日は所用のため欠席をいたしております。

どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（松尾勝利君）

引き続きまして、各課長の紹介がございます。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、次に課長級の紹介を申し上げます。

まず、手前のほうからです。

総務課長兼人権・同和対策課長の代昌浩でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

企画財政課長、土井正昭でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長、寺山靖久でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

市民課長、有森弘茂でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

税務課長、川原逸生でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

保険健康課長、田崎靖でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

福祉事務局長、橋村直子でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

産業支援課長、橋口浩でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

商工観光課長、山浦康則でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

農林水産課長兼農業委員会事務局長、中島憲次でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

農林水産課地域農業振興担当参事、山崎公和でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

都市建設課長、岩下善孝でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

都市建設課道路政策担当参事として、国土交通省九州地方整備局からの派遣職員であります岸川修でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長、栗林雅彦でございます。（「どうぞよろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

教育次長兼教育総務課長、染川康輔でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

教育総務課建築担当参事、針長三州でございます。（「よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長、澤野政信でございます。（「よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

水道課長、小野原隆浩でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

会計管理者兼会計課長、峰松靖規でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

議会事務局長、中尾悦次でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、広域圏事務局等への課長級派遣職員を御紹介いたします。

まず最初に、杵藤地区広域市町村圏組合事務局次長、中島剛でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

介護保険事務所業務課長、山田久美子でございます。（「どうぞよろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

鹿島・藤津地区衛生施設組合事務局長、田代章でございます。（「よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

このほかに消防本部総務課長の下村浩信につきましては、本日は所用のため欠席をいたしております。

最後になりましたが、副市長の藤田洋一郎でございます。

以上をもちまして御紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（拍手）

午前10時10分 開議

○議長（松尾勝利君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。中尾事務局長。

○議会事務局長（中尾悦次君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案8件の提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成26年度2月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由の説明）

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1. 議案の一括上程であります。

議案第22号から議案第29号までの8議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

改めましておはようございます。御紹介をいたしました職員ともどもよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、今回の市議会臨時会に提案をいたしております議案、専決処分事項の承認が3件、補正予算が1件、財産の取得が2件、人事案件が2件の合計8件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第22号 専決処分事項（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されまして、その一部が公布の日及び4月1日から施行されたことに伴いまして、鹿島市税条例の一部改正と、昨年9月に定例会で議決をしていただきました鹿島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行ったものでございます。

内容といたしましては、ふるさと納税関係では、確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税をされた際に寄附金控除がワンストップで受けられるようになる申告特例制度の創設に係るもののほか、ことし4月1日から実施予定でございました二輪車等に係る軽自動車税の税率の引き上げを1年間延期するものなどでございます。

次に、議案第23号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる改正と低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減対象世帯を拡大する改正を行ったものでございます。

次に、議案第24号 専決処分事項（平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第8号）は、予算の総額に93,472千円を追加し、補正後の総額を14,549,634千円とい

たしたものでございます。

歳入では、各種交付金、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上を行っております。

歳出では、予備費による調整のほか、今後の財政負担に備えるため、財政調整基金へ1億円の積み立てを行い、今後とも計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

次に、議案第25号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、継続費として設定をいたしております防災情報伝達システム整備事業の一部であります屋内放送システムにおいて、箇所数がふえたことなどにより事業費が増額となることに伴い、今年度及び平成28年度の年割額の変更をいたすものでございます。なお、今回の変更につきましては、平成27年度一般会計予算の総額に影響を及ぼすものではございません。

次に、議案第26号及び議案第27号 財産の取得について申し上げます。

これらは、市内の小・中学校の普通教室、特別支援教室に設置する電子黒板の購入と、小・中学校において公務用として使用されるパソコンの購入に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第28号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

議員のうちから選任をいたしておりました監査委員、徳村博紀さんの任期が平成27年4月29日をもって満了となったため、後任に松田義太さんを選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、議案第29号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

これまでの評価員、峰松靖規さんの人事異動により、後任者として税務課長、川原逸生さんを選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案をいたしました議案の概要について説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長または課長が御説明をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（松尾勝利君）

お諮りいたします。議案第22号から議案第29号までの8議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号から議案第29号までの8議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第22号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第22号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

おはようございます。それでは、議案第22号 専決処分事項（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）の承認について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例等の一部を改正する条例について、別紙専決処分書のとおり、平成27年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたし、議会の承認を求めらるるものでございます。

改正条文につきましては、議案書の3ページから及び新旧対照表等につきましては議案説明資料に掲載をしております。

それでは、議案説明資料により御説明を申し上げたいと思います。

議案説明資料は、1ページから12ページまでが新旧対照表でございます。

この改正内容を13ページ以下に主な内容として掲載をいたしておりますので、13ページ以降で御説明を申し上げたいと思います。

13ページをお願いいたします。

1、改正理由でございますが、改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、その一部が公布の日及び平成27年4月1日から施行されたことに伴い、鹿島市税条例及び鹿島市税条例等の一部を改正する条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2、主な改正内容でございます。

(1)ふるさと納税の申告特例の創設でございます。

ふるさと納税は、寄附金控除の対象となります。寄附金控除を受けるためには確定申告が原則必要でございます。しかしながら、一定の要件に該当すれば確定申告をすることなく控除が受けられる税法上の特例でありますワンストップ特例が創設をされております。寄附者の利便性を図り、制度のより一層の推進を図るものでございます。なお、特例は平成27年4月1日以降の寄附が対象となります。

特例を受けるためには3つの要件がございます。中ほどに記載をいたしております。

まず1つ目に、確定申告をする必要のない給与所得者等であることでございます。

2番目に、平成27年1月1日から3月31日までの間に寄附をしていないこと。

3点目といたしまして、1年間の寄附先が5自治体以下であること。

特例申請を行った人でこの3つの要件を全て満たした場合に限り、確定申告をせずに控除が受けられるものでございます。

特例を申請してから控除を受けるまでの流れを示したものが左のイメージ図でございます。

1番目に、特例を希望する寄附者は寄附をする際、申告特例申請書を寄附先の自治体に送付いたします。続いて、寄附を受けた自治体は申告特例通知書を寄附者居住の自治体に送付いたします。申告特例の通知を受けた自治体は寄附翌年度分の住民税を減額するというものでございます。このような流れで寄附者の住民税が減額をされます。

今回の改正条例におきましては、この特例に関する手続の規定を新たに追加いたしているものでございます。

なお、特例に該当しない寄附者については、これまでどおり確定申告が必要でありますので、右のイメージ図ですね、確定申告をする場合という図がございますが、こちらの流れにより確定申告をすることになります。

16ページをお願いいたします。

ふるさと納税について、本市税条例の改正事項ではございませんが、制度が改正をされておりますので、御説明申し上げます。

ふるさと納税を行う際、2千円を除いた全額が控除されます限度額（特例控除の上限額）、いわゆるふるさと納税枠が個人住民税所得割額の約1割から約2割、2倍に拡充をされております。この控除につきましては、平成27年中に支出をいたしますふるさと納税から対象となります。

下にイメージ図をつけております。

寄附の全額が控除される目安でございます。控除できます額は、収入や家族構成などで異なります。図は、扶養家族が配偶者のみの給与所得者の場合を示しております。年収3,000千円の人の場合、寄附上限額を拡充する前は12千円でございます。しかし、拡充後は23千円となります。なお、2千円は控除の対象外となります。つまり、25千円までの寄附は2千円を除いた額が全額控除されるものでございます。

右は年収5,000千円の場合ですので、御参照いただきたいと思います。

この控除額は、年収や世帯の状況などで上限額が異なります。したがって、これはあくまでも標準的なモデルを示したものでございます。

以上でふるさと納税の説明を終わります。

恐れ入りますが、14ページにお戻りいただきたいというふうに思います。

これからは軽自動車税について御説明を申し上げます。

今回、軽自動車税の見直しがあつてございます。

①番ですが、一定の環境性能を有する軽四輪等については、燃費性能に応じたグリーン化特例、いわゆる軽課税率を平成28年度に限り導入いたします。平成27年度中、平成27年4月

1日から平成28年3月31日までの間でございますが、新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等がその対象になります。

特例に該当する車及び軽減率を上表に掲載いたしております。

左の軽乗用車で御説明を申し上げます。

電気自動車等は、標準税率から75%が軽減されます。平成32年度燃費基準プラス20%を達成している車は、その50%が軽減をされます。平成32年度燃費基準を達成している車は、25%が軽減されるものでございます。

続きまして、②をごらんください。

二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期するものでございます。

本税率改正につきましては昨年の9月議会で議決をいただいておりますが、今般の平成27年度税制改正によりまして、実施期間が1年間延期されたことに伴いまして、施行期日の改正をいたすものでございます。

15ページをお願いいたします。その他の改正でございます。

まず、固定資産税、土地でございますが、現行の特例措置がございます。負担調整率及び下落修正でございます。この特例措置を3年間延長いたすものでございます。

2番、3番につきましては、法令等の改正に伴う条項の調整など所要の改正を行うものでございます。

3、施行期日でございます。

(2)の二輪車等の税率引き上げの施行期日の延期につきましては、公布の日、平成27年3月31日から施行し、以外の改正規定につきましては、(1)でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました税の改正の問題ですが、特に私は軽自動車税の見直しの問題で意見を申し上げたいと思っておりますが、実はこれは私はもともと9月議会のときもそうですが、このやり方には反対の態度をとってまいりました。

特に鹿島市におきましては、交通の便も非常に悪いところもありますし、いろんな意味で軽自動車というのが市民の生活の足としてどうしても切り離せないものになっているのは御存じだと思います。特に農家などに至りましては1台でなく、作業用のトラックとか軽自動車とか、本当に一家で何台も持っていらっしゃるというようなところもあるわけですね。そういう面からいきますと、本当に今回、軽減税率が定められたのが延びたといひましても、

増税ということは絶対に許せないことであります。

まず、お尋ねをしたいと思いますが、鹿島市に今、対象になる四輪以上の乗用車と貨物車、どれだけあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

市内にございます軽四輪車等の登録台数につきましての御質問でございます。

27年4月1日現在におきまして、登録台数は1万7,053台でございます。うち四輪車につきましては、1万3,432台となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、御答弁いただきましたが、1万3,432台、単純に計算しますと1世帯に1台はあるというような、いろんなところがありますがね、そういう計算になるわけですけど、特にミニカー、軽二輪車ですかね、そういうのもいっぱいあるわけですが、本当に今、一概には言えませんが、やっぱり経済的に大変な人たちがこういうのを利用しているわけですね。特に軽二輪車なんかを使っている人のお話を聞きますと、軽自動車を欲しかとぼってんがやっぱり買えないと。せめて軽二輪車で、ミニカーでとか、いろんなそういう実態があるわけですよ。

そういうのに対してこういう税の値上げというのは絶対に許せないわけですが、今回の改正によって税収にどれだけの影響があるのか。まずことし、28年度まで軽減されますが、どれだけあるのか。また、その後、どれだけの変化が出てくるのか、わかっていたら教えてください。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

今回の条例改正に伴う影響額ということでございます。

まず、二輪車等につきましては、施行期日が1年間延長、またはグリーン化、いわゆる軽課税率が導入をされております。そのあたりを含めましての軽減額なり増額というふうに捉えてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

二輪車等につきましては、施行期日が1年間延長になってございます。これに伴いまして、

試算額といたしましては約3,000千円でございます。

続きまして軽課税率につきましては、あくまでも平成27年度中に新車新規登録をした車が対象になってきますので、27年度中の試算というのはわからないわけですが、ここで一つの試算といたしまして、平成26年度中に新規の登録をした台数というのはもちろんわかっておりますので、この台数が2,043台でございます。これは軽四輪車等でございますが、2,043台の新車の新規登録がっております。

今回のグリーン化特例ということで、平成32年度の燃費基準というのが新たに示されております。この75%、50%、25%にどれくらいの台数が該当するのかというのを、そのパーセンテージがわかっている資料がありましたので、ちょっと御紹介させていただいて、先ほどの2,043台と掛け合わせたところで影響額というのが出てまいります。

これは、軽自動車の全国の新車登録台数の実績の中で約9割がこの32年度の新燃費基準に該当いたしております。75%の軽減、これが約11%、50%の軽減が7%、25%の軽減に至っては71%の車両が該当いたしてございます。したがって、この率を先ほどの2,043台と掛け合わせてみますと、2,043台中1,819台が該当することになります。したがって、これに伴う影響額は約6,000千円というふうに試算をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

御説明を御丁寧にいただきましたが、まだ私理解できない部分もありますので、また後ほどいろいろお話をお聞きしたいと思います。いずれにしても、この軽自動車税の見直しというのは、根本にはTPPとの関連もあるというようなことで以前の審議のときも申し上げましたが、軽自動車を、大型の普通車を売るための一つの手段というふうな問題、いろんなものがバックにあるわけで、特に購入するときの税金は何ですか、そういうのは廃止にして税金を上げるというふうないろんな問題もあるわけですが、購入をするときは一回切りの税金ですからさほどあれはないと思いますが、ただ、やっぱりこれが1年間軽減されるということで延びたにしても、その後上がっていくというような状況がありますので、私は国がそういうことをするからということでそのまま当てはめていくという取り扱いはどうしても納得いかないし、特に軽自動車税の税金のあり方というのは、鹿島は鹿島として鹿島の実情に合わせた——基本は国の問題があると思いますが、今日の時点では考えていかななくてはいけないんじゃないかと思えます。

それをしないということになりますと、もっと鹿島市全体の交通の便をよくするとか、そういう問題を考えながら取り組んでいかないと、ますます市民の足が奪われるという事態になりますので、これは専決処分として取り扱われておりますが、私は納得のいく問題じゃな

いと、税の軽減が延びるというのはありますが、根本的にそういう考えを持っております。

以上で終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ふるさと納税につきまして質問いたします。

ふるさと納税は、たしか12月議会だったと思いますけれども、私も一般質問で取り上げまして、鹿島市の取り組みについてお尋ねいたしました。

今回は基本的なことをまずお尋ねしたいと思いますけれども、このふるさと納税ができる方といいますか、というのは、基本的に例えば税を払っていらっしゃる方じゃないといけないんじゃないかと思いますが、そこら辺を確認をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

このふるさと納税につきましては、寄附金控除の一部となっております。したがって、税金、所得税、もしくは住民税所得割等を払っていらっしゃる方が対象になりまして、税額控除をされるというものでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そのことはわかりました。

では、対象となるのは、いわゆる所得税と住民税だけですか。例えば、市民税の中で固定資産税という個人で納める税がありますけれども、住民税と所得税だけというふうに考えてよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

議員おっしゃいますように、所得税及び住民税所得割から減額をされるというものでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでは、いわゆる鹿島市内におられるふるさと納税ができる方の数は調べたことがありますか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げました住民税所得割額を支払っていらっしゃる納税義務者の方の数で申し上げたいというふうに思いますが、所得割額を納めていらっしゃる方につきましては、対象というふうにおっしゃいましたけれども、約1万2,000人の方が当該所得割額を納税していただいております。

以上です。——済みません。ふるさと納税ができる方はもちろん、失礼しました、全員でございます。その中で、控除を受けられる方がその数というふうになります。——が対象ということになります。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

なぜこういう質問をしているかといいますと、我々、いわゆる地方自治体は大都会からふるさと納税をしてもらうという考えを持っていますけれども、ひょっとしたら鹿島市民がよそにふるさと納税しているんじゃないかなということがあったものですから、そういう例というのは今まで鹿島でございましたか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

ふるさと納税寄附金控除というふうに申し上げました。地方税法で都道府県及び市町村に対して寄附をする場合というのは、その寄附金控除がございまして、特例というのもふるさと納税のほうにはございます。市内の方がふるさと納税なり、都道府県、市町村に寄附をされた人数というのは、昨年実績で14人でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ふるさと納税ですごいところは、年間10億円納税していただいているという自治体もある

ということをお聞きいたしました。

実は鹿島から14の方がよそにもふるさと納税をされているという状況でして、地域間の競争がかなり激しくなっています。これは私もいいことかどうかというのは、また話は別としましてですね。

だから、これは一般質問で取り上げたことなんですけれども、例えば、12月議会で私質問いたしましたときに、鹿島としても新しい仕組みを考えているという答弁がありましたね。このことがもし答えられるようであったら、どういうことを考えていらっしゃるのか、やろうとしていらっしゃるのか、そのことをお尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ふるさと納税の収入の所管は企画財政課となっておりますので、私のほうからお答えします。

ふるさと納税のいわゆる返礼品につきましては、平成20年度から始まりまして、22年度までは実際行っておりませんでした。23年度から一部市の特産品でありますノリをお配りしております。昨年の11月ですかね、ちょっとネットのほうに載せたところ、多額の申し込みがあったと。額的には少ないんですけれども、件数的には100件を超える申し込みがあって、トータル2,900千円ほどの寄附金の申し込みがっております。

実際制度を考えておりますのは、昨年度まででありますと5千円以上の方にノリを差し上げていたというものであります。今回、また6月補正でお願いすることになるかと思えますけれども、申し込みの金額を設定し、例えば10千円コース、30千円コースということで設定しまして、鹿島市の特産品をお送りしようという形で現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

先ほども申しましたように、いわゆる自治体間の競争の時代になってしまいました。これはよしあしは別として。だから、鹿島市としても、できるだけ多くのふるさと納税をしていただくことに努力していただくことをお願いいたしまして、終わります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

先ほど福井議員のほうからもふるさと納税について質問がありましたけど、私からも一、二点、ふるさと納税について質問したいと思います。

今回、このふるさと納税については、特例の創設ということであります。鹿島市にとってもチャンスでありますし、よその市町でもチャンスであることは間違いないと思いますけれども、これを生かすことは本当に必要だと思っております。

その中でまず1つ、考えを聞きたいと思っておりますけれども、今までも答弁されたかもわかりませんが、ふるさと納税について効果をどう思われているのか、お聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

当然寄附があれば、その自治体の収入、歳入の確保につながるというふうに思います。しかしながら、それ以上にその地域と人とのつながりというのが非常に出てくるかというふうに思います。

先ほど企画財政課、寺山参事のほうからもありましたが、やはりネットに掲載をした結果、遠くは北海道とか東京八丈島とかいろんなところから、全然今まで鹿島を知らなかった、佐賀県鹿島市を知らなかった人たちが、このふるさと納税制度を通じて鹿島市を知っていただく。中には、ホームページを見て、有明海を見てみたい、酒蔵に行ってみたいというふうな声も寄せられました。こういう地域と人とのつながりが非常に出てくるかと思っておりますし、今後、こういったふるさと納税という制度を生かし、活用しながら、鹿島市のファンづくり、そして、もっと鹿島に来ていただく、交流人口の拡大等につながっていくというふうに思いますので、今、企画財政課を中心に民間とも連携をしながら取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

ありがとうございます。まさにそのとおりだと私も思っております。

今回、こういう特例が出されることによって、スピードアップして事業を進めていかなくはないと思っております。私も6月の議会で、一般質問等々で再度、このふるさと納税について質問しようかなと思いましたが、そこまで待てないような気がしますし、この特例に関しては本当に企画財政課を含めてしっかりやっていただきたいと思っておりますけれども、今のところはノリだけ。ノリも必要だと思います。農産物も必要だと思いますけれども

も、今、鹿島市ではやっぱりお酒だと思います。そこら辺も含めて早急に結果を出して進めたいと思いますけれども、検討していますの答弁じゃなくて、日程をこの際しっかり出していただきたいと思いますが、その点、6月議会前だとか計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ふるさと納税の返礼品につきましては、一部華美な自治体等がありまして、総務省のほうから自粛等の要請もあっているところでございます。

鹿島市の今後の予定でございますけれども、基本的には先ほど申しました鹿島の特産品、農産物等を中心に考えておりまして、まずは今度新たにつくっておりますデリカテッセンでありますとか、ノリをとりあえず今回6月からスタートさせたいなというふうに考えております。

その後、米でありますとかミカンとか、まだ特産品がありますので、徐々に枠を広げていって、取り組みを広げていきたいというふうに考えております。

先ほど議員言われたお酒に関しても頭に置きつつ、なるべく早い時期に取り組めるように努力したいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

ふるさと納税について御質問申し上げます。

ワンストップの特例ということで、簡単に申し上げますと、サラリーマンさんが対象かどうか、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

サラリーマン、給与所得者の方だけではなくて、通常確定申告を必要としない方がその対象になります。給与所得者の方であっても、収入で20,000千円以上を超える方、もしくはこの寄附金控除以外に医療費控除等で確定申告を必要とされる方につきましては、給与所得者の方であっても確定申告を必要とすることになりますので、この特例には該当しないというふうになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

わかりました。

ふるさと納税、他の自治体に住まわれている方々からよろしければ鹿島市にいただけませんかというような、そういう考え方が多いのかなと思いついて聞いておりましたけれども、私としましては、鹿島市で育った子供たちが外に出ていって、彼らが鹿島市に恩義を感じて鹿島市に納税してくれないかなというような思いがございしますので、教育の面から今までふるさと納税について子供たちにこういうものだよというのをお伝えしたことがあるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

教育の面でふるさと納税についてどのように取り扱っているかという質問だと思いますけれども、学校のほうで社会科がありまして、その公民、中学校では公民ですね、税金の扱い等を勉強しております。また、小学校でも税金については勉強しております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

もちろん、税金については学校で勉強されるとは思いますけど、ふるさと納税に特化して何か特別にやられたという経緯はございませんか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

ふるさと納税そのものについてどういうふうに使っているかというのは把握をしておりませんので、今後、把握をしていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

せんだってちょっと試算をしてもらったんですよ。年収3,000千円で4人家族ということで、鹿島市がどれぐらい税金をお子様方に使っているのかということで、1人当たり8,500

千円というような試算が出ておったと思うんですよ。それぐらい、今、医療費の負担を外したところの8,500千円という結構多額な税金をお子様1人を育てるのに使っているなというのがあったので、これぐらいかかっているんだよと、みんな鹿島市で育ったんだからぜひとも鹿島市にお願いねみたいな、そういったところで、これは親御さんも含めて鹿島にぜひともそういうことをお願いできないかということで、そういった面でも、教育の面からもできないものかなということでこういう質問をさせていただきました。

ぜひともその辺を考えていただければと思います。お願いします。

○議長（松尾勝利君）

答弁要りますか。（発言する者あり）勝屋議員、再度質問の内容を詳しくお願いします。

○8番（勝屋弘貞君）

さっきも申しあげましたように、8,500千円というような税金がお子様1人にかかっているということを試算してもらったんですよ。それぐらい税金が子供を育てるためにかかっているんだよということで、そういうことも含めて、しっかりと子供たちが鹿島市を巣立っていった後にもふるさとのことを考えて、ふるさと納税もやっていただけるような教育、鹿島に御恩返しという意味でもそういうことを思えるような子供たちに育ててほしいなことなんですから、その辺は考えていただけますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

ふるさと納税にかかわらず、ふるさとを思う子供たち、将来、大きくなってからも鹿島に帰りたいと思えるような子供たちに育ててほしいと、それは私自身も思っております。したがって、ふるさとに関する教育といいたいでしょうか、学校現場でも力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

確認のために2点お尋ねをしたいと思います。

今回の条例の一部改正についてですけれども、このふるさと納税の申告特例の創設というのは、申告手続の簡素化と書かれてありますけれども、ふるさと納税をされる方からすればどのような簡素化になるのか、それを1点お伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

今回の申告特例の創設に伴いまして、どういう簡素化があるかということでございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

冒頭申し上げましたが、この議案書で申し上げますと13ページでございますが、この特例に該当する方々につきましては、まずもっては今まで確定申告を必要としておりました方が申告をすることなく、特例の申請は寄附先の自治体にしないといけませんけれども、寄附先の自治体から寄附者が住んでいらっしゃる自治体のほうにその通知が行きます。それに伴って、それに基づいて住民税の減額を行うということでございますので、確定申告をする必要がなくなるということでございます。それが今回、特例の趣旨でありまして、この特例を設けることによりまして、さらなるふるさと納税制度の拡大等につなげていきたいというふうな趣旨があらうかと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

先ほどの答弁の中で、さらなるふるさと納税の拡大という話がありましたけれども、このような条例の改正があった場合に周知のほうはどのように考えておられますか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えいたします。

この間、制度改正が行われました場合、または議会で議決をいただきました場合につきましては、市報等でお知らせをしながら、市民の方にも十分周知を行いまして、御認識をいただくというふうなことで考えております。

したがって、この特例手続については、総務省のほう、もしくは関係団体等のほうで情報が発信をされているところではございますが、ふるさと納税に関して本市がどのような情報発信をしていくかということにつきましては、現在、ホームページのほうにふるさと納税の御紹介をしているページがございますので、こういった特例についてはこのような運用をしておりますよとか——運用といいますか、こういった制度になっておりますよというふうなことを今現在掲載いたしております。

新たな鹿島市のふるさと納税を今現在検討中ではありますが、それが固まった次第には、さらにホームページのほうを充実していきたいというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

説明がありましたけれども、今回の説明の中で手続の簡素化、また、ふるさと納税枠を約2倍に拡充ということで説明がありました。

今までいろいろな議員さんたちからお話がありましたけれども、今後、ふるさと納税を拡大していくということであれば、やはり周知、皆さん方によりよく知ってもらうことが必要になってくると思います。

先ほどホームページ等の活用もありましたし、市報の活用もあると思いますが、やはり今から地方は工夫が求められている時代だと思いますので、その周知の仕方につきましては、ぜひとも鹿島市独自の工夫をもってやっていただければと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第22号は提案のとおり承認されました。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第3 議案第23号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第23号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第23号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

議案書の9ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

10ページは専決処分書でございます。

国において、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、平成27年度の賦課期日に対応するため、本市も3月31日で必要な条例の改正を行ったところでございます。

11ページは条例改正の内容でございますが、議案説明資料の19ページにて御説明をいたしますので、説明資料をごらんください。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の適正負担を図るため、限度額を改正し、また、低所得世帯の軽減を拡充するものでございます。

まず、1点目は賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税のうち医療分の上限を現行510千円を520千円、後期高齢者支援金分の上限を現行160千円を170千円、介護納付金分の上限を現行140千円を160千円と増額いたすものでございます。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置の拡充でございます。

国民健康保険税については、低所得者の負担軽減を図るために世帯員1人当たりに課税される均等割額と1世帯当たりに課税される平等割額を世帯主及び国保世帯員の所得及び国保の世帯員数によって軽減をしております。今回の改正では、説明資料のとおり、5割軽減と2割軽減の判定所得を見直すものでございます。

5割軽減については、現行の判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者、これにつきましては、国保から後期高齢者医療制度へ移行した被保険者で継続して同一の世帯に属する者を申します。1人につき245千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算の額を260千円とするものであります。

次に、2割軽減については、判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき450千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算額を470千円とするものでございます。

5割軽減、2割軽減ともその判定所得が増額となることにより、国民健康保険税の軽減の拡充となるものでございます。

20ページには、鹿島市の国民健康保険税の区分ごとの改正前後の税率及び賦課額等の構成の一覧表を載せておりますので、参考にごらんください。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきましてよろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

国保税について何点か質問させていただきます。

今回の条例改正によりまして市民への影響が少し出るとは思いますけれども、この改正について負担が軽減される分、そして負担がふえる分、そこら辺の具体的な金額がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

今回の改正、先ほど御説明申し上げましたように大きく2点の改正でございます。

1点は賦課限度額の改正ということで、一定程度の所得があられる方の賦課限度額を引き上げるといふもの、2点目が低所得者に対する軽減の拡充ということになります。

1点目の賦課限度額の改正につきましては、26年度の所得等で試算をいたしておりますが、合計いたしまして影響する世帯が233世帯で4,270千円を見込んでおります。

軽減額の拡充につきましては、5割軽減、2割軽減合わせまして影響額を84世帯、2,510千円と見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。

そして、この時期は国保会計の決算の時期でもあります。そんな中で、25年度は27,000千円ほどの赤字でした。今回26年度決算、この後、6月議会等々で説明があると思ひますけれども、現時点で見込みをどのように見込んでいるのか、そこら辺わかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるように、平成26年度の会計の決算につきましては、5月末日をもって

決算という形になります。今現在の末の見込みでございますが、特に大きな動き等がなければ、昨年と同水準の単年度での赤字決算ということで見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

赤字と聞けば、なかなかしっくりこないというか、どうにかしていかなくてはいけないという思いがあります。もちろん執行部としては検討されておられると思いますけれども、今の時点で赤字について原因等があれば教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

詳しい分析につきましては、5月末決算を終えた後ということになろうかと思いますが、今現在の赤字の要因ということになりますと、国保税が平成25年度と26年度を比較いたしまして、大きく80,000千円程度の減額という形で見込んでおるところでございます。当然調定額も落ち込んでおるところでございます。

要因については、所得割の減が大きくて、経済状況等の影響が考えられるところがございます。これは同時に収納率にも影響を与えているのではないかと考えているところでもございます。また、その他の要因につきましても、医療給付費の増加等の要因が考えられるところがございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

国保税の落ち込みが80,000千円ほどというのは非常に感慨深いところがございますけれども、今まで9億円ほど多分あったと思っております、税収がですね。その中で80,000千円の落ち込みとなればなかなか厳しいわけであって、そして、その原因が所得税の落ち込みということでありまして、やはりこれは市全体として産業部を中心に所得アップというのを考えていかなくてはいけないと思っております。

この点については、掘り下げた質問はまた次回に結果が出てからだと思いますので、そういう質問をしていきたいと思っておりますけれども、その赤字の処分であります。――処分じゃない、処理の仕方でありまして、現時点でどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えします。

歳入が歳出に対して不足する場合がありますけれども、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができるという形になっております。昨年も実施をいたしましたけれども、平成26年度の赤字につきましては、平成27年度歳入をもって繰り上げ充用という形をとらせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

国保会計に関しては繰り上げ充用ということになるわけでありますが、累積でずっと25年、26年となれば、足し算すれば60,000千円近くの累積となるわけでありまして、来年度またその累積を抱えながらのスタートとなるわけですが、その中でもこの国保会計というのは、皆さん市民の方は非常に興味あるところでありまして、そしてまた、一方では佐賀県の国保会計の一本化というのも議論される中であります。

それを、さあ一本化しようという県の体制になるのか、そういった体制ができるものなのか、非常に私も注目するところでありまして、県一斉となればなかなかという思いもありますので、これは本当にしっかりと私たちも議論することが必要だと思いますし、全体で、先ほども言いましたように産業部もしっかり考えてもらわなくてはいけないところもあると思いますので、この点に関しては、きょうは条例の改正でありますので、この後、また6月議会で質問したいと思っておりますので、今の現状はよくわかりました。ありがとうございます。それならまた後で質問したいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの国保問題についてお尋ねをしたいと思っておりますが、まず私はいつも申しますが、この時期になりますとこういう形で専決処分、限度額の上限ですね——ということがあるわけですが、私は一番大事なのは、こういう市民の負担増になるような案件については、こういう専決処分だということではなくて、十分議会で議論ができるような形をとること、いつもそのことについては市長も時期的な問題をおっしゃいますのでよくわかりませんが、その辺は今後も大きな課題として考えていくべきだと思います。

質問に入ります。

先ほど今回の賦課限度額についての影響額ということで、233世帯、4,270千円というお答

えがありました。これについて限度額を超える世帯がどれだけあるのか、医療分、後期高齢者、介護分について何世帯、何%かお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

影響する世帯数、医療分につきましては233世帯、後期高齢者支援金分に関しましては61世帯、介護納付金分につきましては86世帯という試算をいたしております。

済みません。率につきましては、国保の総世帯数が今4,200程度でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま数字の提示がありました。じゃ、後期と介護は重なっていくというふうを考えるべきですね。わかりました。

じゃ、次に質問したいと思いますが、今、課長がたまたま加入世帯が4,200世帯とおっしゃったと思いますが、正式なのがあったら、現時点での加入世帯が何世帯なのか、それから滞納世帯が何世帯なのか、その割合が幾らなのか、お知らせください。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

国保の加入世帯数4,233世帯です。それと滞納世帯数につきましては、済みません、少し前の数字なんです。平成26年5月末で820世帯でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

県内でも、滞納世帯も意外と高い位置を示していると思います。数字的にね、位置を見ますと。それから、収納率の問題もありますが、これについても非常に収納率が低いというようですね、努力されていることはわかりますよ。しかし、その原因が何であるかという、執行部の原因と私は申しませんが、先ほどおっしゃったように所得が落ち込んできたというような問題ですね。

それと、国保加入者世帯というのは、ほとんどが第1次産業とか商売をなさっている方たちとか、そういう人が多いですね。全体的に見ますと、鹿島市の国保加入世帯の所得は

低いですよ。

それで、お尋ねをしたいと思いますが、滞納が非常に多いと言われますが、大体どれぐらいの所得ランクのところか滞納が一番低いのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

国保税の滞納世帯で所得ランクというふうにおっしゃいました。所得階層でどれぐらいの所得階層にある方がいらっしゃるかということでございますが、所得の高い方、低い方総じて大体——そんなに低いから滞納が多い、所得があられるからということではなくて、総じて大体大差ないといえますか、余り変わらないというふうな状況がございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私はきょう、資料をちょっと持ってこなかったので申しわけありませんね。

意外と軽減措置がなされているけれども、そのランクでも滞納があるというふうな、そういう資料はあると思いますが、そういう現状ですよ。だから、いかに国保税が市民の人たちに大きな負担をかけているかというのが私はわかると思うんですよ。そういうのを考えるときに、一概に今回の賦課限度額が10千円、20千円、20千円とぼっと上がって40千円というような形になりますが、これは市民にとっては大変なことなんです。誰もがそうお考えだと思いますよね。

特に今の安倍政権というのは許すに許せないんですが、福祉を優先しなくてはいけない、福祉をよくしなくてはいけないということで、消費税の増税を初め、いろんなことで国民に犠牲を浴びせておられますが、これ一つを見たってそうだと思いますが、また医療費の問題だってそうだと思いますが、本当に何がそうなのかと、間もなくこのままいけば消費税だって10%になるなんて言われておられますが、こういう状況の中で今でさえも大変な市民の暮らしがどうなるかということが私は十分にわかると思うんですよ。

本当に職員の方たちが、収納にしても朝早くから行かれているときもあったでしょう。夜行かれるときもあったでしょう。私はそういうのに対して、サラ金よりかひどかじゃなかかと言ったこともありますよ、職員の人にね。しかし、そんな努力をされたにもかかわらず、こういう現状なんです。

特に介護保険、介護制度ができましたね。介護納付金を納められておられますが、今、どういう事態になっているかということ、所得の低い年金暮らしの人たちがデイサービスに十分に

行きたくても行けない、そのお金が払えない、そういう現状があるんですよ。それに対してこのように事務的にぼんぼんぼんと上げられていくということになりますと、本当に低所得者、もちろんそうじゃない人もそうですが、もう息つけないんですよ。そういう現状があるんですよ。そういう実態は十分御存じだと思います、私は。これは一部の人だけじゃないですよ。

それから、今、例えばどこか施設に預かってもらわなくてはいけないという方がいらしても、なかなか預けることはできないんですよ。例えば、正直申しまして、私も母を抱えています。ショートに預けます。1カ月預けて80千円少しお金が要ります。幸い母はその分お金を持っていますから、何とか預けて安心させることができるんですけど、しかし、これが年金の最低年金をもらっていて、預けなくてはいけないということになりますと、私だって手はつけることができなくても、1日中、そこにほったらかしにしないでいけない現状なんです。そういう人が今いっぱいいるんですよ。

ある親子で住んでいらっしゃる方がね、お母さんが大変だと。もう息子さんは70歳過ぎですよ。施設に預けたほうがいいんじゃないかといっても、お金がかかるからできないと。本当に今まで頑張って頑張ってきたお年寄りの人たちが、本当に一番大事にされなくてはいけないお年寄りの人たちがそのまま寝せられていたり、おむつだっかえる人がいなかったり、そういう現状が許せるでしょうか。私は、絶対にそれはできないと思うんですよ。

そういう現状を考えてみただけでも今回の値上げということ、絶対に私は許すことができないと思いますし、これはこういう形で上から決まってきたことだとおっしゃればそれまでですが、今後、私たちが考えていかななくてはいけないのは、市が独自でそういうのに対してどう温かい手を差し伸べていくかと。温かい手というより当然のことなんですけど、そういうことを考えていかないと本当に生活できないんですよ。ここで息つけないんですよ。

私は、こういう現状で、やっぱり専決処分にはなっておりますが、どうしてもこれをそうごぞいますかということではできませんし、今後やっぱり私たち、執行部も議会もそうです。一緒になって、こういうのに対してどう対応していくかということを考えていく時期だと思っておりますよ。私たちだってそういう年になるわけですからね。執行部の皆さんたちはやめても年金とかなんかがもらえるからいいかもわかりませんが……

○議長（松尾勝利君）

松尾議員に申し上げます。質疑は簡潔にお願いします。

○14番（松尾征子君） 続

そういう状況がないことになりますと大変なんですよ。だから、ぜひ私はそういう形で今後も取り組んでいくことを望んで、これは私は納得できないという意見を申し上げて終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第23号は提案のとおり承認されました。

日程第4 議案第24号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第24号 専決処分事項の承認について（平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、議案第24号について御説明いたします。

説明は、議案書、一般会計補正予算（第8号）議案説明資料で行いますので、お手元に御準備をお願いします。

まず、議案書の12ページのほうをお願いいたします。

議案第24号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

13ページは専決処分書でございまして、平成27年3月31日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

別冊の議案第24号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）の補正予算書をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に93,472千円を追加し、補正後の総額を14,549,634千円といたしましたものでございます。

2 ページから 4 ページは歳入歳出の集計表となっておりますが、説明は省略します。

5 ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、別冊の議案説明資料21ページをお願いいたします。

21ページから23ページにつきましては、今回、専決処分後の歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容の説明は省略いたします。

24ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入では地方譲与税や各種交付金及び地方交付税の確定に伴う増減、歳出は歳入の確定に伴います歳出予算の調整が主なものでございます。

まず、歳入について御説明いたします。

24ページ、ナンバー 1 の地方揮発油譲与税は1,551千円の増額となっております。増額の理由は、交付額の決定によるものでございます。

以下、交付額の決定による補正でございますので、補正額のみ申し上げます。

ナンバー 2 の自動車重量譲与税は1,842千円の減額、ナンバー 3 の利子割交付金は120千円の減額、ナンバー 4 の配当割交付金は12,393千円の増額、ナンバー 5 の株式譲渡所得割交付金は6,740千円の増額、ナンバー 6 の自動車取得税交付金は67千円の増額、ナンバー 7 の地方交付税のうち特別交付税は75,182千円の増額、ナンバー 8 の交通安全対策特別交付金は499千円の減額となっております。

25ページのほうをお願いいたします。

歳出補正の概要となります。上から順に説明いたします。

ナンバー 1 の基金積立金管理事業につきましては、後年度の財政負担に備え、財政調整基金へ1億円を積み立てるものでございます。

最後の予備費で6,528千円を減額し、財源調整を行っております。

26ページをお願いします。

このページは積立基金の状況をあらわしたものでございますが、今回の補正に伴い、①の財政調整基金が変更されております。年度末現在高は、前年度比159,500千円の減となっております。

以上で報告を終わりますが、この専決処分につきまして御承認をいただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの説明の中で最後に積立基金の状況を説明になりましたが、私はこれに関してお尋ねをしたいと思いますが、今、鹿島市はニューディール構想を中心としながら、大型事業がどんどん進められていっていますね。そういう中で、この積立金なんかの利用というのが

進んでいくわけですが、このようにして積み立てられておりますが、今後、大型事業を取り組んでいく中で財政計画というのは31年まである程度出されているのがありますね。

それに関連しまして、私は全体的な大型事業の計画というのを示していただきたいし、そして、その財政的な裏づけというのも基金の取り崩しがどうか、負債がどうなのかと、そういうのを含めた資料を議会に提出していただくことができるのかどうか、お尋ねをします。——できるのかどうかじゃなくて、出していただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

昨年の12月議会の折にですけれども、平成26年に策定しました中期財政計画の概要版という、こういう形で概要版を出しているかと思えますけれども、これ以外ということの資料要求ということによろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

財政的なものは出ていますので、結局事業がこれから進むわけですね。今行われているものもありますし、市民会館だとか、いろいろニューディール構想はまだ残された分がいっぱいありますし、私たちが話を聞きますと、それ以外に大きな事業が——事実はわかりませんが、そういう話も聞きますので、そういう事業がどういうふうな形で計画、もちろん六次総合計画ですか、そういうものの中にも含まれると思えますが、その事業にあわせて財政もどういうふうな形でそれにのっかっていくのかというその辺の資料ができましたらと思えますが、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

六次総合計画につきましては現在策定中でありまして、今年度中には一応まとまる形になっていくかと思えます。それに基づきまして、今度は実施計画を策定いたしまして、後年度以降の大まかな事業計画が出てまいります。そこら辺の全体的な主要事業はわかるかと思えますけれども、全体事業の中身が出てまいりませんと財政的な指標とかも出てまいりませんので、そこら辺を加味した形でまた27年度中に中期財政計画と申しますか、中期の見通しですね、ここら辺を出していきたいと思えますので、現段階でお渡しできる資料としまして

は、昨年12月にお渡ししました中期財政計画的な資料しか今のところ持ち合わせておりませんので、そこら辺は実際の次の六次総合計画並びに実施計画あたりが出された段階でさらに詳しい内容の説明をお渡ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

その辺の事情はわかりませんが、全体的にどうなっていくのかということをつかんでいかないと、例えば、市民会館の問題一つにしても財源の問題とかいろいろあると思いますが、だから全体を知りながら、私たちはこれからの鹿島市の財政運営だとか行政運営というのを考えていく必要があると思いますので、できるだけ早い時期に後の問題についてもね。そうしていかないと、せっかくのニューディール構想を発表しておっても、本当に最後まで計画の全てができるのかどうか、そういうことだつて出てくるんじゃないかと思うんですよ。私たちはそういう気持ちを持っておりますので、ぜひ取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 専決処分事項の承認について（平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり承認されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第5 議案第25号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第25号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、議案第25号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算書に基づき説明いたしますので、お手元に御準備ください。議案書は14ページとなっております。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1 ページのほうをお願いいたします。

今回の補正は継続費の補正でございます。歳入歳出の総額に変更はございません。

2 ページのほうをお願いします。

継続費の補正について御説明いたします。

防災情報伝達システム整備事業のうち、継続費事業分につきましては、ケーブルテレビを利用した屋内放送システムを整備するものでございますが、設置箇所数等の増等によりまして事業費が増加することに伴い、総額を262,500千円に130,000千円を増額し392,500千円に、各年度の事業費を平成27年度に80,000千円増額、平成28年度に50,000千円増額いたすものでございます。

なお、歳出予算につきましては、既決予算内で対応ができますので、変更はございません。

3 ページをお願いいたします。

継続費の実施状況調書でございますが、各年度ごとの財源内訳、支出予定額等を記載しております。財源は全て地方債で、変更はございません。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第26号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第26号 財産の取得についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

それでは、議案第26号 財産の取得について説明いたします。

議案書15ページ、議案説明資料の27ページをお願いいたします。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、購入いたします物品は電子黒板でございます。デスクトップパソコン、セキュリティー機器、ソフトウェアなど、周辺機器を含めて小学校に34台、中学校に6台、合計40台を整備するものでございます。

契約金額は39,744千円、契約の方法は指名競争入札による契約、契約の相手方は有限会社ピー・シー・ユーでございます。

今回の購入に当たり、電子黒板及び操作用端末、その他の周辺機器を取り扱う市内本店事業者4者を指名審査委員会において指名し、競争入札を行った結果、有限会社ピー・シー・ユーが落札し、仮契約を締結しているところでございます。

なお、今回の電子黒板につきましては、佐賀県先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金を活用し、平成26、27年度の2カ年で全ての小・中学校の普通教室及び特別支援教室に整備する計画に基づき購入をいたすものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの件で、本当に基本的な問題だと思いますが、私はよくわかりませんので、教えていただきたいと思いますが、入札関係ですね。これによりますと、市内本店業者4者を指名ということで、4月22日入札、そして入札参加者が4者で、2者が辞退ということでは

う。落札業者が有限会社ピー・シー・ユー、落札金額が幾らになっていますが、大体基本的にこの入札というのはですよ、一から教えてください。入札業者に対して、まず告知というのですか、入札しますよということをやるわけでしょう。そのところから、基本的にどういうふうにしていくのか、私の理解不足かも知れませんが、ちょっと今までのあり方と違ったような気がしますので、その辺、基本的なところを教えてくださいと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

入札について、お答えをいたします。

まず、基本的には鹿島市は物品の購入、建設工事も同じですけれども、指名競争入札による入札というものを行っております。それは、まず入札に参加したい業者さんに指名願というのを提出いただいて、鹿島市のほうで登録をいたします。市内業者を優先ということで物品を購入する場合にはその条件に合った、今回でいいですよと、電子黒板を準備ができる、そして、その整備ができる業者さんということで、電子黒板につきましてはパソコン及びセキュリティ機器設定が必要で、パソコンで指名願があって電子黒板の取り扱い及び環境設定が可能業者さんということで指名願が出ている業者で可能な業者全部をしたところ、4者が可能だということで確認をいたしましたので、その4者をこれでよろしいかということで指名審査委員会というのにかけて指名をいたします。それで、その業者さんに対して入札参加を依頼して、それに応じて入札日を設定して、そのときに入札に参加いただいた業者で競争入札、入札の札、予定価格をこちらであらかじめ準備をしておいて、今回の物品購入につきましては予定価格は公表をいたしませんので、入札の札を入れていただいて、予定価格以下で入札があれば、一番低い金額で応札をされた業者さんを入札の決定業者というふうに行います。その業者さんと最終的には契約をするということで手続を行っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最初4者指名されているんですね。辞退をされたその要因というのは何ですか。2者が辞退をそろってされたというのは。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

入札通知を行いました後に、辞退をされた業者さんからは辞退届というのを出してもらいます、辞退をされる場合はですね。それで、辞退の届け出が出ておまして、その内容からいきますと、納入期限というのがございます。これに納品が困難であるとか、商品が納入期限内に準備ができないというようなことで入札を辞退されております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

辞退をされた時点というのは、入札をしますよということで呼びかけて、その時点ですぐあったのかどうかですね。例えば、もう入札を——そういうことになると、もともと2者で入札という形になるわけでしょう、辞退という形は出ていますがね。2者でもいいわけですかね。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

入札につきましては、入札業者は3者以上を指名するというようにしております。今回は4者を指名しましたがけれども、2者が辞退をされたということでございます。ただ、2者となった場合は競争性が確保できますので、その2者で競争入札を行うという取り決めになっております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

どうもその辺がわかりません。特に予定価格は公表されていない、2者に絞られた、相手の状況はあったにしてもね。ということになれば、極端に考えれば、もうある程度の業者がこれくらいでやられるというような話し合いだってできる可能性だってあると思うんですよ。だから、2者以上——本当は2者ではだめでしょう、最初からの入札はね。ここ、たまたま形としては4者あったのが、相手が辞退されたという形だからこういう状況になっているわけですが、実質的には2者でやっていくという形としか私はどうしても受け取れない。特に予定価格も示されていない物品ですからね。何で、じゃ、予定価格を示さなかったんですか、そういうことも今まであったんですかね。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

少し説明が足りませんでした。4者指名しておりますので、2者が辞退されるというのは

ほかの業者さんはもちろん御存じありません。入札会場で結果的に2者しか来られなかったということになります。

それともう1つ、予定価格を公表しないほうが通常はですね、要するに不正といいますか、談合、そういったものの防止にはなるものと思っております。建設工事などのときが、今、鹿島市内では市内業者の保護、不正防止という意味で予定価格を公表しております。ただ、通常の入札については、備品、物品などを購入する場合は予定価格を公表しないということにしております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

その辺が予定価格を公表しないほうが云々ということですが、あなたたちがそうしたということじゃないですよ。例えば、しようすれば、業者とどうでも話し合いができるわけですね、正式にしないにしてもよ。おたくたちに言っているんじゃないですよ。そういうことだって考えられるわけですよ。逆に、予定価格を示しながら、そして、ちゃんとしたほうが、より公正にいくんじゃないかなという、私はそういう気がしますが、私の考えが間違いなんではなかね。

それと、さっきから言っていますが、4者のうち2者が辞退したからもう2者で競争機能があるから云々というようなことですが、相手は知らないといったにしても、そちら側はもうあとの2者は来ないとわかっているわけですから、それに合うような形をとらないと、私は本当に大丈夫なのかなという気がするんですがね。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

そこら辺はこちら、入札者側の立ち位置をどこに置くかということではあるかと思えます。そういった観点で、鹿島市としてはできるだけ市内の業者さんに参加をしていただいて、市内の業者さんで入札をしていただきたい、市内の業者さんを育成するというスタンスに立っておりますので、できるだけ市内の業者さんで入札をするという方針で行っております。そういった中で、確かに——ただ、一般論でいいますと、予定価格を公表しないほうが競争制は働く。要するに、こちらの入札の予定価格、それがわからないわけですので、業者さんたちは競争をよりされるというふうになるものと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今回の問題については、次に提案されますものについても業者が辞退をしたという形の入

札になっていますね。私はどうしてもこれはわからないんです。法的にもわかりません、正直申しまして。そういうことで、はい、そうですか、御無理ごもっともですと言うわけにはいかないと思いますので、そういう態度を示したいと思いますので、御了承いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

この議案についてですが、落札の金額を見ますと、1台当たり約1,000千円というふうになるわけですが、今回40台、それと昨年度31台、合計で71台、こういうふうになるわけですが、まず教育長にお聞きをしたいんですが、この効果、まず昨年度導入をしてどういうふうな効果があったのか。そして今回、これだけほぼ全クラス小・中学校導入を進めるに当たって、こういう点が本当によかったんですよというのを、このケーブルテレビでごらんの方もいらっしゃるでしょうから、まず御説明をいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

昨年度から県の事業に乗かって補助を受けながら整備をしているわけでございますけれども、昨年度はまだまだ十分整備ができておりませんでした。学校のほうに訪問をして授業等を見せていただきましたけれども、一生懸命先生方は使っていただいております。それで、昨年度の夏じゃなかったかと思ひますけれども、各学校から来ていただいて、東部中学校のほうで研修会をいたしましたけれども、ぜひ早くふやしていただきたいという要望がこちらから出ております。ということは、やはりもっと使いたい、自由に使えるようになってほしいという要望だったというふうに思っております。そういった要望を受けて、各教室に整備をすることになるわけですので、ますます各先生方に使っていただくものというふうに思っております。

また、前の議会のときに学校のほうを視察していただいたと思ひますけれども、いろんな使い方ができるということを皆さん、一部御存じない方もいらっしゃいますけれども、かなりの方が御存じです。画面は非常に立派にできておりまして、拡大することもできますし、それからインターネットにつなぐこともできます。そして、電子教科書あたりも導入をしていく予定でおりますので、それもフルに活用しながら効果的に使っていただくというふうに思っております。

また、そういった使い方をすれば、子供たちが非常に関心を高める、画面に引きつけられ

るといいでしょうか、まずそちらのほうに引きつけておいて、そして黒板を使いながら一緒に教育をやっていくということができるといふふうに私も考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

教育長ありがとうございました。私たちも3月議会の予算の現地視察の中で、西部中学校でこれを使ったミニ授業というのを、ここにいる議員の半分以上は聞いております。それで、そのときの説明をされた先生の非常に熱心な形と、あとやはり効果も私たちも聞いておりますから、それがこれから小学校、中学校の学力の向上に役立つことを期待したいと思います。

それと、やはり私もミニ授業を受けてみて、短時間ではありましたが、やはり応用力とか、そういうふうなところに効果があるんじゃないかなという気がしておりますので、この効果が多くあらわれることを期待いたします。

次の質問ですが、先ほど松尾征子議員からも質問があった入札に関する事です。

まず、ここに書いてある3月25日に市内本店業者4者を指名ということですが、これの基準となる4者、これは市内に本店がある、これだけが基準ですか、それともほかに基準がありますか、お願いします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

業者の選定基準は、市内本店業者というのがまず一つの要件ですけれども、それとパソコン及びセキュリティー機器設定が必要でありますので、パソコンで指名願が——指名願がもちろん前提です。パソコンで指名願があつて、電子黒板の取り扱い及び環境設定が可能な業者ということになります。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

そうですね。指名願を事前に出さないといけません。指名願というのはこの4社のみですか、出ていたのは。ほかにも指名願は、全体的なパソコンを扱う場合、一般的にここに書いてある業者の方は法人化であり、しかし、個人でしていらっしゃる電器店とか、もちろんそういうふうなところもパソコン等は扱っていらっしゃるでしょうし、あとこのほかにもコピーを扱うところはパソコンも扱っているとか、そういうふうなのがあると思うんですが、今回に関しての指名願がこれだけだったんですか、それとも、全体的にはもっとある中でこ

れだけに絞られたんですか、お答えをいただきます。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

指名願の中に取り扱い項目というのがございます。そこにパソコンという取り扱いの項目がありますので、そこでパソコンの取り扱いをされている業者さんに照会をいたしまして、先ほど申しました条件をクリアできる業者が4者であったということでございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、先ほど辞退をされた2者の方、その辞退届、その理由として納入期限、これを挙げていらっしゃる。4者を指名したのが3月25日、納入期限はいつまでと明記をされていたんですか。それに間に合わないということですが、それを教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

納入期限は8月28日を設定しておりました。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

そうですか。台数が40台という多い台数ですから、そのあたりがあったのかなと思います。わかりました。

あと、この入札について、私は決算のときもよく思うんですが、鹿島市の入札の様式というものが結局どういうふうになっているんだろう。土木であり、建設であり、そして、こういうふうな物品購入、そういうふうな鹿島市が決めている決めごと、その入札の様式の一覧表を今回、3人の新しい議員も入っておりますので、その資料を提出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

今、資料提出の要請があっておりますが。――提出するそうです。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

それと、もう最後にいたしますが、先ほど2年間で71台ということで、小・中学校の普通教室及び特別支援教室に整備をするとなっておりますが、これで全て各教室に入るんでしょう

か。私の計算間違いかも知れませんが、若干台数がまだ足りないような気がするんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

普通教室及び特別教室が104教室でございますが、26年度、27年度の合計では71台ということで不足しておりますが、それ以前、25年度までに40台ほど整備をしておりますので、普通教室及び特別支援教室においては充足しているというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

わかりました。今の御説明を受けて、それだけの台数だったら大丈夫かなと思いました。3月にそうやって西部中学校でお聞きをした中では、理科室とか、そういうふうな特別教室というんですか、そのあたりの配備がまだちょっとおくらしているなという気がしておったので。わかりました。この件につきましては、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 財産の取得については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第26号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第27号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第27号 財産の取得についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

それでは、議案第27号 財産の取得について説明いたします。

議案書16ページ、議案説明資料の28ページをお願いいたします。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決の議決を求めるものでございます。

今回、購入いたします物品は公務用パソコンでございます。サーバー機、その他の周辺機器を含めて小学校に55台、中学校に21台、合計76台を整備するものでございます。

契約金額は27,648千円、契約の方法は随意契約、契約の相手方は有限会社ピー・シー・ユーでございます。

今回の購入に当たり、パソコン及びサーバー機、その他の周辺機器を取り扱う市内本店事業者3者を指名審査委員会において指名し、競争入札及び再度の入札に付した結果、不調により地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」を適用し、随意契約に移行し、有限会社ピー・シー・ユーと仮契約を締結しているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

何分初めてでございますので、お見苦しい点があるかもわかりませんが、御了承ください。

まず、質問の前に、全職員といいますか――にパソコンを配置してくださるということで大変ありがたいと思っております。そういう中ですが、若干質問したいのは、まずこれは公務用といいますから、各教員に配られるというふうに解釈しておりますが、デスクトップを選択されたわけといいますか、その辺のところを教えていただければなというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

機種を選定につきましては、学校のほうにICT情報通信技術担当者という者がいらっしゃいます。その方々と協議を重ねて機種を選定しております。今回、デスクトップ型ということもそのICT担当者のほうから出た意見を尊重して決定しているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

私の感想といいますか、デスクトップ型だとやはり持ち運びというのがちょっと不便じゃないかな。学校の職員室の中では仕事ができないので、教室のほうで作業するというふうな職員もいるのではないかなと。むしろ職員室はちょっとやかましいので、静かな教室でというふうなあたりの議論も当然なされて、このようになったのかなというふうに思いますが、その辺は使い道で各先生方に任せるといたしまして、2点目ですけれども、公務用といった場合に、この購入金額がやはりちょっとひっかかる、一般的にパソコンはずっと安くなっておりまして、LANとかなんか特別な仕様があるので、こういうふうが高価になったのかどうかというのがちょっとよくわからなくて、一般的に職員が作業する用でしたら、ワードとかエクセルとか基本的なソフトが入っている分、映像なんかのソフトがあれば一般的には十分かなと思うわけですが、そういった意味で、やや高価になっているのではないかなというあたりがちょっと心配をしております、その辺を教えていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

まず、デスクトップ型ではちょっと教室の移動ができないということですが、裏を返せば、ちょっとセキュリティーの面では非常にデスクトップのほうの方が安全というところもございます。それと、どうしても移動をしないといけないというときは、学校のほうで購入されたノート型のパソコン等がございますので、そちらのほうを使っていただくということにしております。

それから、市販のパソコンに比べて高価ではないかという御質問ですが、学校のパソコンにつきましては市販のパソコンにはないソフトとか、あとセキュリティー面、そこら辺は家庭用のパソコンと比べてかなり嚴重に、かつ学校専用に行っているところがございます、結果的には単価のほうが上がっているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

それでは、しっかりと先生方に使用していただきまして、教育効果を上げていただくということを祈念申し上げます、私の最初の質問はこれで終わらせていただきます。ありがと

うございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの件について、昨日の全員協議会の中でも説明をいただきまして、いろいろと質問が出、そして回答がありました。その中でどうしても1つだけ私が気になった回答があったんです。それは、いろいろ通知表だとか、いろんなのをそれでうまく使っていかれるというのがありましたが、それと同時に、先生たち間の交流をそれでやっていくというような、そういうお答えがあったと思うんですね。私が非常に心配になりましたのは、今、鹿島とは言いませんが、どこの学校でも先生方がなかなか職員室に集まってお互いの交流ができないと。多忙さもあると思います、いろんな学校の作り方もあると思います。それまでは先生方は職員室に集まったり、いろんなことをしながら子供の問題とかなんとか、正式な会議はないにしてもいろんな交流ができて、その中でいろんな問題点の解決とか、そういうのがあったということをよく聞いていました。ところが、最近、いろんなところからお話を聞きますと、それがなかなかできないというようなことを聞いているんですね。そういう中に立って、そういうパソコン同士での何かのやりとり、それはそれとして合理的かもわかりませんが、特に子供を相手にしての仕事が主となるわけですから、一番大事な子供の教育の問題とか、それぞれ置かれた子供の立場に立って、ただ単なる事務的なやりとりだけでは私は本当に大丈夫かなという、きのうそれだけすごくひっかかったんですね、そういうお答えが出ましたからね。

だから、私は、本当にそれもある面ではあるかわかりませんが、もっとやっぱり子供の対応については先生たちが生の形で交流ができるような対応、そういうことをしないとイケないと思うんですが、こういう機器類を使うとなりますと、ますます忙しくなりますから、ますますそれができなくなるんじゃないかと思えますから、そういうところについては教育長みずからがそういう面についての御指導、アドバイスですかね、そういうのをしていかないと、私はますます学校の運営、子供に対する対応というのが大変になるんじゃないかなと思えますが、その面についていかがお考えですか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

先日の全員協議会の折に交流という言葉を使って、やや説明不足だったかと思っております。交流というのを校内でというだけでなく、外部との交流ということも考えております。もちろん、校内ではやはり面と向かって先生同士が話し合う、それが一番でございます。た

だ、こういった場面も最近検討をしております。というのは、ペーパーレスということで、職員会議の資料等をつくらないで、パソコンで皆さんが見ていただきながら職員会議をする、そういったものを導入しようというふうにもう既に検討されている学校もございます。たくさん紙を使って資料をつくったりするのも非常に大変な作業でございますし、経費もかかりますので、パソコンを使って画面を見ながら話し合うということも考えております。

ですから、ある意味では、合理的に、効果的に使う面がありますけれども、逆にそれを教員同士のやりとりを使うというのはやはりいかなものかと私自身も思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

資料とかなんかをつくるのにお互いが交流してやっていくとか、そういうのは私は何とも申しませんが、先ほどから言っていますように、子供の問題について、本当に先生たちがお互いに面と向かって話ができるような体制を、今でもそれができていないというふうなお話を聞きますので、非常に心配している中でのそういう答えでしたので、私はあえてこの質問をいたしました。

もう1点だけお願いします。

これはわざわざ質問する必要はないかもわかりませんが、今、市民の皆さんがこれを聞いていらっしゃいます。どのくらいするとば買うとかなという数字がきょうは出ていませんので、27,000千円、1台幾らというのをここでもう一度はっきりとおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

パソコンの本体、それからサーバー機、セキュリティー機器、ソフトウェア込みで1台当たり約360千円です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

普通、今、一般の人もパソコンを大いに使っていますから、内容はともかくとしても360千円という金額を聞いてびっくりされる方はたくさんあると思います。確かに私たちの手元にあるパソコン、いろんな機械をつけてもこんなに高いのはいわゆる高価なわけですがね。そういうこ

とから見ますと、これがより効果のあるものとして利用されていかないと、本当にお金の無駄遣いになるということはもう明らかですので、その辺を有効に使っていただくことをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

再度質問をさせていただきます。

先ほどの教育次長の答弁を聞いていて、ちょっと気になったところがあったんですよ。1台当たりの金額360千円、これはさまざまなセキュリティーとかついていて、そうなんですよ。先ほど御答弁の中で、ソフトウェアの中には市販されていないソフトが含まれている、これはどういうふうなことが挙げられるんでしょうか。ちょっと私の勉強不足かわかりませんが、よくわからないので、どういうふうなソフトがここの中には入っているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

先ほどお答えしましたが、市販されていないソフトという意味ではなくて、一般的に市販されているパソコンの中には入っていないようなソフト。例えば、県の教育委員会との互換性あたりがありますので、そういうところのソフトウェアとか、あとセキュリティー関係につきましては当然ソフトウェアが必要ですので、通常のウイルス対策ソフトというようなソフトあたりに加えて、具体的に言うと、認証キーというのを学校のパソコンは使ってセキュリティーを補強しているんですが、そのソフトウェアあたりも含まれておりますので、通常の市販されているパソコンのソフトウェアとは若干趣が違うといった内容になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、次にお聞きをしますが、1台当たり360千円ぐらいという御答弁をいただきましたけど、本体と周辺機器、このあたりでこの費用の割合というのはどのくらいなんですか。どれが一番占めているんですか、この360千円の中に。教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

契約につきましては総額で契約いたします。その内訳につきましては、設計額でちょっと案分をしないとイケないんですが、パソコン本体が大体63%ぐらいになります。それが額でいったら一番大きい額になります。その次がサーバー機で11%程度になっております。大体そこら辺でもう7割ぐらいは超えております。あとソフトウェア、セキュリティー機器、あと機器の設置調整費などが入ってくるというところですよ。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。こういうふうな公務用のパソコンを購入する際の保証期間とか、そういうふうなのはどういうふうになっているんでしょうか。また、保証期間を過ぎた後、故障とかあった場合はまた新たに、そういうふうな入札まではいかないかもわかりませんが、随時契約を業者ととって修理というふうに変わっていくんでしょうか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

まず、保証期間につきましては1年間となっております。それを過ぎて故障した場合はスポット修繕ということで、その都度、修理される業者さんのほうにお願いするというふうな形になると思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

スポット修理をする場合は、扱っていらっしゃる先生が個人で修理代というのは払うんですか、それとも何かしらの予算の中からこれは支出をされるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

市の備品でございますので、修繕費は市の予算のほうで賄うということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

そしたら、最後の質問をいたします。

最後の整備計画のところ、26年度に中学校が50台、そして本年度、小学校55台、中学校21台、76台、そしてまた、28年度も小学校に78台の予定というふうに、合計で3カ年で204台と書いてあります。昨年度と今年度、昨年度の資料を私は持ってきておりませんからよくわかりませんが、メーカーとか、そしてこのパソコンの互換性、ここのあたりはどういうふうになっていますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

26年度と27年度のパソコンにつきましては、仕様は全く同じでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。答弁ありますか。染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

済みません、先ほど全く同じと言いましたが、パソコン本体そのものは一緒なんですけれども、若干サーバー機あたりについては26年度は購入しておりませんので、全く一緒ということではないということです、済みません、訂正します。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

いや、もう全く一緒ということだったから、私はもう退こうと思ったんですけど、そしたら、サーバーとかが今回、多分これは日進月歩をする、こういうふうな機種ですから、変わっていくと思うんですよ。26年、27年、これは購入されたとき、製造の年月日も違うものが入っているはずなんですよね。そうなってくると、私が気にするのは、昨年度は中学校に50台入っているんですよ、今度は小学校のほうが多いわけですね。そういうふうなところで機能性を新しい年に上げなくてもいいんですか、27年度仕様というふうに。それとも、26年度の分はそのままそれで使うことで可能なんですか、それを教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

サーバー機を今回、27年度で購入しますが、26年度のパソコンであっても、当然そこにつなげて使用するというので、使われる先生方にとっては、そこは26年度も27年度も変わらないということになります。全く違和感はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

きのうからの全員協議会、また、きょうの答弁の中でもありましたけれども、3カ年間で204台を配置するということですが、これで全職員の分は賄えるということで、きのう説明があったと思います。

現時点において、配置をされていない部分は27年、28年あると思いますけれども、現場の各小学校、中学校で私的に自分のものを学校に持ってきて利用されているということはあるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

結論から申し上げますと、私的なパソコンを持ち込まれているということはありません。それで、現在、足りないのではないかとというような御心配ですが、今回、購入するようなパソコンの前に、今回、更新するので、以前使っていたパソコンがございまして、それで現段階では臨時的な講師さん等を除いての教職員の分は充足しているという状況です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

現時点においては足りているということによろしいんですかね。

3カ年計画で204台を配置するというのであれば、この3年の期間で市内の全小学校、中学校にパソコンが1台ずつ行き渡ると。これについての効果、また目的についてももう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

パソコンにつきましては教職員の方は教室で子供さんたちの授業をするのに加えて、さまざまな事務をなされております。その際、もはやパソコンなしではなかなか学校事務のほう

もできないような状況になっておりますので、これはもう効果といたしますか、必須品であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

現場の先生方がこれらの配付されたパソコンを今後十分に活用されていく、そのサポートを含めてどのようにお考えですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

サポートということですが、中にはパソコンの扱いにふなれな先生もいらっしゃいます。そういう方につきましては、例えば、教育委員会のほうから電話等で指導をしたり、あとICTの支援員さんあたりをできれば雇用しまして、そういった支援体制を整うことができたかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

学校の先生方が非常に大変であるというのは私も2人の子供がいましたので、よくわかっております。その中で、204台のパソコンを整備されると、3カ年でやられるというわけですから、今、答弁がありましたように、苦手な先生方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり多額の予算づけをして導入をするわけですから、それを現場で有効に活用してもらうということが私は大事だと思います。その意味において、やはり市のほうも先ほど支援員さんの配置もとありましたけれども、やはりそういう意味での配慮はしていかないと、現場にただパソコンだけを置いて、あとは自分たちでやってくださいというのは非常に無責任な話になると思いますので、ぜひこれだけの予算をかけて配置をされるわけですから、十分なサポートというのは市のほうも今後考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

今後、補正予算等のほうでそういった支援員さんあたりもぜひ要求していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 財産の取得については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第27号は提案のとおり承認されました。

日程第8 議案第28号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第28号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略いたします。

地方自治法第117条の規定により、松田義太議員の退席を求めます。

〔松田義太君退場〕

○議長（松尾勝利君）

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 鹿島市監査委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第28号は松田義太議員を鹿島市監査委員に選任することに同意するに決しました。

〔松田義太君入場〕

日程第9 議案第29号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9．議案第29号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これを提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第29号は川原逸生氏を鹿島市固定資産評価員に選任することに同意することに決しました。

日程第10 閉会中継続調査申出

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10．閉会中継続調査申出の審議に入ります。

お諮りをいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、総務建設環境委員会委員長、文教厚生産業委員会委員長及び議会運営委員会委員長から議長宛てに閉会中継続調査申出書が提出をされております。

平成27年 5 月13日

鹿島市議会議長 松 尾 勝 利 様

鹿島市議会総務建設環境委員会

委員長 伊 東 茂

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 議会及び行政一般に関する事項
- (2) 文書管理及び情報公開に関する事項
- (3) 職員の人事、給与、及び福利厚生に関する事項
- (4) 交通安全対策に関する事項
- (5) 防災対策に関する事項
- (6) 行政の基本的施策の企画に関する事項
- (7) 情報化施策に関する事項
- (8) 国際交流に関する事項
- (9) 地方分権推進に関する事項
- (10) 男女共同参画社会に関する事項
- (11) 広報、公聴及び統計に関する事項
- (12) 組織及び事務の合理化に関する事項
- (13) 公有財産に関する事項
- (14) 財政計画及び予算に関する事項
- (15) 市税等の賦課徴収に関する事項
- (16) 戸籍及び住民票等の交付に関する事項
- (17) 選挙に関する事項
- (18) 監査に関する事項
- (19) 出納に関する事項
- (20) 土地利用計画及び都市計画に関する事項
- (21) 道路及び河川等の整備に関する事項
- (22) 公園、緑地その他公共用地の整備に関する事項
- (23) 市営住宅の建設、管理に関する事項
- (24) 市街地再開発事業に関する事項

- (25) 公共下水道の整備促進対策に関する事項
- (26) 廃棄物の処理及び環境保全に関する事項
- (27) 水道事業の整備促進対策及び管理に関する事項
- (28) 簡易水道事業に関する事項
- (29) 街なみ環境整備に関する事項

2 理由 内容及びその重大性よりして、今後なお検討を要するため

3 期限 平成31年4月29日

平成27年5月13日

鹿島市議会議長 松尾勝利様

鹿島市議会文教厚生産業委員会
委員長 角田一美

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事件

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 保育所等の整備に関する事項
- (3) 児童福祉及び母子福祉に関する事項
- (4) 国民健康保険事業及び老人保健事業に関する事項
- (5) 高齢者及び障害者福祉に関する事項
- (6) 生涯教育に関する事項
- (7) 人権推進に関する事項
- (8) 学校教育及び同和教育に関する事項
- (9) 社会教育施設及び社会体育施設の整備に関する事項
- (10) 商工業の振興対策に関する事項
- (11) 観光の振興及び観光施設の整備に関する事項
- (12) 農林水産業の振興に関する事項
- (13) 土地改良、農業水利、その他農業土木に関する事項

2 理由 内容及びその重大性よりして、今後なお検討を要するため

3 期限 平成31年4月29日

平成27年5月13日

鹿島市議会議長 松尾勝利様

鹿島市議会運営委員会
委員長 福井 正

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 会期等に関する調査の件
- 2 理 由 今後なお検討を要するため
- 3 期 限 平成31年4月29日

各委員会委員長から申し出の件を閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、各委員会委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、今臨時会に付議をされました案件は全部終了いたしました。よって、今臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時5分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

臨時議長 松尾征子

会議録署名議員 1番 杉原元博

同 上 2番 片渕清次郎

同 上 3番 樋口作二